

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先様から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝
$$\frac{\text{派遣料金の平均額}-\text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

※ 令和7年11月30日現在

派遣労働者の数	785
派遣先の数	1 社(146店舗)
マージン率	14.9%
教育訓練に関する事項	安全衛生、接客、労災防止、食品衛生など
派遣料金の平均額	¥1,015,313 (年間 ※R6年12月～R7年11月末)
派遣社員の賃金の平均額	¥864,507 (年間 ※R6年12月～R7年11月末)

※マージンには下記の費用が含まれています。

教育訓練に関する事項	* 労災防止DVD * 整理整頓・清潔清掃 * 危険予知研修	
労働者派遣に関する料金の額の平均額(8時間当たり)	¥12,148	
派遣労働者の賃金の額の平均額(8時間当たり)	¥9,478	
＜主な会社運営経費＞		
社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料(以上派遣社員は含まない)、労働保険料(派遣社員含む)などの派遣元事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時に係る賃金(派遣先への請求はできません)	
健康診断費用	定期健康診断、夜間勤務者健康診断受診費用	
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（登録受付、教育訓練、事務管理費等）	
営業費用	営業スタッフの人件費、事務所費用、通信費、移動交通費等	
営業利益	労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料(社員)、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	
※労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	締結していない	